

# 滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の概要

## 第1章 計画策定の背景と目的

- 1 計画策定の背景 PCB<sup>1</sup>の使用と禁止、PCB特措法、微量PCB判明、JESCO<sup>2</sup>での広域処理開始までの経緯
- 2 計画の目的 県内PCB廃棄物の確実・適正な処理  
計画期間 平成38年度末まで

## 第2章 PCB廃棄物の現状および処分見込量

PCB含有機器の廃棄物保管状況、使用状況等(H26年度末)

## 第3章 PCB廃棄物の処理体制

### 1 PCB廃棄物処理体制

拠点的広域処理施設：JESCOによる処理と処理期限

施設名	所在地	処理対象	事業の時期	
			計画的処理完了期限 <sup>3</sup>	事業終了準備期間 <sup>4</sup>
大阪PCB処理事業所	大阪市此花区	高圧コンデンサ・トランス等	H34. 3. 31	H34. 4. 1 ~ H37. 3. 31
北九州PCB処理事業所	北九州市若松区	安定器等・汚染物	H34. 3. 31	H34. 4. 1 ~ H36. 3. 31

無害化処理認定施設、許可業者：低濃度PCBの処理

### 2 PCB廃棄物の収集運搬体制

・ガイドラインやJESCOへの搬入措置に従った運搬

### 3 保管事業者の処理に対する支援体制

・PCB廃棄物処理基金による補助制度

## 第4章 PCB廃棄物の適正処理の推進方策

### 1 県および大津市の役割

- ・掘り起こし調査  
未処理のPCB含有の使用機器等を網羅的に把握
- ・保管事業者等の監視指導
- ・自らの率先した処理  
計画的に自らのPCB廃棄物を処理
- ・関係機関との連携、協力  
関係自治体等との連携やJESCO立地の地元の理解・協力を得るための取組を推進

### 2 市町の役割

- ・住民の理解を深めるよう努める、自らの計画的な処理

### 3 保管事業者等の役割

- ・早期処理完了に向けた協力等

### 4 収集運搬を行う者の役割

- ・関係法令、ガイドライン等を遵守した収集運搬

### 5 その他関係者の役割

- ・PCB製造事業者等の協力

## 第5章 その他重要な事項

PCB含有の家電製品の処理、緊急時の対応等

- 1 PCB：ポリ塩化ビフェニル
- 2 JESCO：中間貯蔵・環境安全事業株式会社
- 3 計画的処理完了期限：保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限
- 4 事業終了準備期間：今後新たに発生する廃棄物や処理が容易ではない機器、事業終了のための準備を行うための期間